

令和5年度役員の改選について（案）

令和5年度浅間山火山防災協議会の役員について、浅間山火山防災協議会設置要綱及び今までの慣例に従い、次のとおり提案します。

○ 令和5年度役員

| | | | |
|------|----------|--------|-----------------|
| 会 長 | 群馬県嬭恋村長 | | |
| 副会長 | 長野県軽井沢町長 | | |
| 監 事 | 群馬県長野原町 | 総務課長 | （前々年度 会長市町村の幹事） |
| | 長野県小諸市 | 危機管理課長 | （前 年度 会長市町村の幹事） |
| 幹事長 | 群馬県嬭恋村 | 総務課長 | （当年度会長 市町村の幹事） |
| 副幹事長 | 長野県軽井沢町 | 総務課長 | （当年度副会長市町村の幹事） |

【参考】

○ 過去の歴代会長及び副会長一覧

| 期間 | 会長 | 副会長 |
|-----------|-----------|-----------|
| 平成17年11月～ | 長野県 小諸市長 | 群馬県 嬭恋村長 |
| 平成18年11月～ | 群馬県 嬭恋村長 | 長野県 軽井沢町長 |
| 平成19年11月～ | 長野県 軽井沢町長 | 群馬県 長野原町長 |
| 平成20年11月～ | 群馬県 長野原町長 | 長野県 御代田町長 |
| 平成21年12月～ | 長野県 御代田町長 | 群馬県 嬭恋村長 |
| 平成22年12月～ | 群馬県 嬭恋村長 | 長野県 佐久市長 |
| 平成23年11月～ | 長野県 佐久市長 | 群馬県 長野原町長 |
| 平成25年 1月～ | 群馬県 長野原町長 | 長野県 小諸市長 |
| 平成25年12月～ | 長野県 小諸市長 | 群馬県 嬭恋村長 |
| 平成26年12月～ | 群馬県 嬭恋村長 | 長野県 軽井沢町長 |
| 平成28年 4月～ | 長野県 軽井沢町長 | 群馬県 長野原町長 |
| 平成29年 4月～ | 群馬県 長野原町長 | 長野県 御代田町長 |
| 平成30年 4月～ | 長野県 御代田町長 | 群馬県 嬭恋村長 |
| 平成31年 4月～ | 群馬県 嬭恋村長 | 長野県 佐久市長 |
| 令和2年 4月～ | 長野県 佐久市長 | 群馬県 長野原町長 |
| 令和3年 4月～ | 群馬県 長野原町長 | 長野県 小諸市長 |
| 令和4年 4月～ | 長野県 小諸市長 | 群馬県 嬭恋村長 |

○ 浅間山火山防災協議会設置要綱（抄）

（組織）

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

2 （略）

3 協議会に副会長をおく。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。

4 （略）

5 協議会に監事をおく。監事は会長が指名し、任期は原則1年間とする。

（以下 略）